

(A I U損害保険でご契約いただいた契約用)

終身医療保険  
新型コロナウイルス感染症追加補償特約

第1条 (新型コロナウイルス感染症の追加)

当社は、この特約により、普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>の「対象となる感染症」を次のとおり読み替えて適用します。

「 た	対象となる感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する疾病および同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症である新型コロナウイルス感染症（注）をいいます。</p> <p>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</p>
--------	----------	--

」

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。